

補職上職名補職の職として取り扱うものの細部について（通達）

平成8年3月26日  
陸幕人計第76号

改正 平成19年3月28日陸幕法第61号 平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官  
各 方 面 総 監 殿  
各 部 隊 長  
各 機 関 の 長

陸上幕僚長

（例規21）

補職上職名補職の職として取り扱うものの細部について（通達）

標記について、陸幕発1第536号（37.12.5）「補職上職名補職の職として取り扱うものの細部に関する通達」（例規21）の全部を下記のとおり改正するので、平成8年4月1日から実施されたい。

記

補職上職名補職の「職」として取り扱うものについては、次発人1第188号（37.11.1）「補職の「職」及び「部隊、部課室等」の範囲の指定について」をもって指定されているが、同指定書別記の機関・部隊等の欄、「その他の部隊」の項中、「職」欄の「これらに準ずる部隊の長」は、次表のとおりとする。

連隊 群 独立大隊及びこれらに準ずる部隊の長	任命権に関する訓令第48条の表、第2項の指定部隊等の長
前記以外的大隊、中隊及びこれらに準ずる部隊の長	(1) 任命権に関する訓令第48条の表、第3項及び第4項の指定部隊等の長
	(2) 前号の部隊の編制上2佐をもって充てる副隊長